

令和7年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和7年6月17日）

（午前 9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいまから、令和7年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、3番山崎瑞紀さん、5番川野敏夫さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（本田加津子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から6月20日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から6月20日までの4日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（本田加津子君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

遠藤議会事務局長。

○議会事務局長（遠藤裕子君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、報告4件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和7年第2回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 6 号

○議長（本田加津子君） 日程第4 報告第6号令和6年度歌志内市継続費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

報告第6号の令和6年度歌志内市継続費繰越計算書について御報告いたします。

報告第6号令和6年度歌志内市継続費繰越計算書について。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次ページをお開き願います。

令和6年度歌志内市継続費繰越計算書。

これは、令和6年度において継続費を設定して進めております児童館等一元化施設建設事業に係る継続費繰越計算書についての報告であります。

1、一般会計、10款教育費5項青少年対策費、事業名児童センター等一元化施設建設事業、継続費の総額15億2,030万4,000円、令和6年度継続費予算現額の予算計上額及び計とも6億9,092万7,000円、支出済額及び支出見込額1億5,396万7,969円、残額並びに翌年度繰越額5億3,695万9,031円であります。

本事業につきましては、建設主体工事のほか、電気設備工事、機械設備工事、地中熱利用設備工事等の契約を締結いたしまして、前払いと出来高に応じた部分払いを行っておりますが、未執行額については翌年度において処理するため、繰越しするものであります。

以上で、報告第6号令和6年度歌志内市継続費繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第6号は報告済みといたします。

報 告 第 7 号

○議長（本田加津子君） 日程第5 報告第7号令和6年度歌志内市繰越明許費繰越計算書に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君）　－登壇－

報告第7号の令和6年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

報告第7号令和6年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次ページをお開き願います。

令和6年度歌志内市繰越明許費繰越計算書。

これは、令和7年第1回定例会において補正いたしました繰越明許費の繰越計算書についての報告であります。

1、一般会計、3款民生費1項社会福祉費、事業名低所得世帯臨時特別給付金支給事業、金額622万1,000円、翌年度繰越額は560万1,000円であります。

これは、昨年度末に国の経済対策に基づき、物価高騰対策として実施の給付金事業で、年度内の事務処理完了が見込めないことから、事業費の一部を繰り越したものです。令和6年度中の対象者に対する手続状況を踏まえ、必要分を繰り越したものであります。

以上で、報告第7号令和6年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第7号は報告済みといたします。

報 告 第 8 号

○議長（本田加津子君）　日程第6　報告第8号令和6年度歌志内市下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君）　－登壇－

おはようございます。

私のほうから、報告第8号の令和6年度歌志内市下水道事業会計予算繰越計算書について御報告いたします。

報告第8号令和6年度歌志内市下水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次ページをお開き願います。

令和6年度歌志内市下水道事業会計予算繰越計算書。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名石狩川流域下水道事業建設負担金、予算計上額905万2,000円、支払義務発生額386万4,959円、翌年度繰越額518万7,000円であります。

これは、石狩川流域下水道関係工事に係る建設費負担金で、令和6年度に北海道が実施する予定であった工事に遅れが生じたため、建設費負担金の一部を翌年度へ繰り越したものであります。

以上で、報告第8号令和6年度歌志内市下水道事業会計予算繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第8号は報告済みといたします。

報 告 第 9 号

○議長（本田加津子君） 日程第7 報告第9号株式会社歌志内振興公社第42期事業報告及び第43期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

報告第9号株式会社歌志内振興公社第42期事業報告及び第43期事業計画について。

株式会社歌志内振興公社第42期事業報告及び第43期事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

第42期事業報告書の事業概況であります。

（1）高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。本市の主要観光施設である「うたしないチロルの湯」において、「健康」と「温泉」、「食」をテーマに、利用者から喜ばれる施設づくりと利便性向上による集客増を目指し、鋭意取り組んでまいりました。

今期の上半期は、近隣温泉施設のリニューアルオープン等から入館利用者の減少が続いており、下半期は、日帰り入浴など利用者数が順調に推移してはいたしましたが、1月上旬にボイラーの不具合により温泉水の温度が上がらない状況が発生し、安定したお湯の提供ができなく、利用者数が減少し、レストラン部門でも売上げに影響が生じております。

また、施設全体として人手不足が続いており、利用者サービス向上のため、引き続き、人材確保に向けた取組が必要となっております。

依然として、燃料価格や物価の高騰が続いておりますが、サービスの低下にならないよう経費節減に努めながら、引き続き、営業活動の強化による利用者の増に努め、経営の安定化に向け取り組む必要があります。

次に、利用状況ですが、入館者は12万3,504人で、前年比2,239人、1.8%の減。1日平均では344人で、前年比3.4人、1%の減となっております。

宿泊者は5,042人で、前年比312人、5.8%の減。1日平均は14人で、前年比0.8人、5.4%の減となっております。

入館者につきましては、第41期と比べ減少しておりますが、回数券利用者はほぼ変わらない状況であり、現金利用者が落ち込んでいる状況となっております。

また、宿泊者においても、道外大学野球部の受入れなど引き続き行っておりますが、工事関係者の連泊宿泊者の減少などによる影響が考えられます。

今後においても、道内外からのリピーターの確保やスポーツ合宿の誘致を拡大し、積極的な営業活動が必要となっております。

次に、(2) 社員等に関する事項であります。令和7年3月31日現在の社員等の内訳は、正社員が4名、臨時社員が9名の計13人となっております。前期と比較し、正社員1名の増となっております。

次の(3) 事業収支に関する事項につきましては、後ほど御説明いたします。

2ページに参りまして、(4) 庶務事項につきましては、定時株主総会を1回、取締役会を6回開催し、記載の案件をそれぞれ処理しております。

次に、3ページに参りまして、第42期(令和6年度)株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は4,175万4,519円、固定資産は2億4,691万5,247円で、資産合計は2億8,866万9,766円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が3,754万2,583円で、負債合計も同額であります。

なお、流動負債の主なものとしまして、買掛金は、厨房食材、売店仕入れなど、未払金は、水道使用料、燃料費、ボイラー交換工事費等となっております。

純資産の部につきましては、株主資本が2億5,112万7,183円で、純資産合計も同額でございます。

よって、負債・純資産合計は2億8,866万9,766円となっております。

次に、4ページに参りまして、第42期(令和6年度)株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

売上高は1億379万3,274円で、ここから売上値引・戻り高の62万7,013円を差引きした1億316万6,261円となります。

売上原価は、売店等の商品繰越しであります期首棚卸高78万3,573円及び食材等の仕入高2,140万9,229円の合計2,219万2,802円から、期末棚卸高の96万2,060円を差し引いた2,123万742円で、これを売上高から差し引いた結果、売上総利益は8,193万5,519円となっております。

ここから販売費及び一般管理費1億6,870万1,349円を差し引いた8,676万5,830円が営業損失となっております。

営業外収益は、受取利息1万305円、受取配当金1,592円に雑収入476万8,526円を加えて、計478万423円となり、先ほどの営業損失を差引きした結果8,198万5,407円が経常損失となっております。

経常損失に市などからの補助金8,330万6,800円を加え、法人税32万2,000円を差し引いた99万9,393円が当期純利益となっております。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次ページに販売費及び一般管理費の決算状況として、前期と比較したものを資料として添付しておりますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書でございますが、資本金につきましては4,200万円、資本剰余金につきましては2億5,000万円で、変動はございません。

利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス4,187万2,210円に当期変動額合計

99万9,393円を加え、当期末残高はマイナス4,087万2,817円となっております。

8ページを御覧願います。

監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第43期の事業計画につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第43期（令和7年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は次のとおりといたします。

1、基本方針についてであります。当社は、市民の憩いの場並びに交流施設としての役割を果たすため、「健康」と「温泉」、「食」をテーマとした健康増進事業を展開するとともに、隣接する指定管理者の管理となった道の駅附帯施設や郷土館などの観光、文化施設とも連携を図ることで、本市の主要観光施設としての役割を担い、地域経済の振興及び住民福祉の向上に努めてまいります。

経営安定化に直結する利用者増に向けては、各種合宿をはじめ道内外への積極的な営業活動や各種イベントの実施、従業員の接客力向上、利用促進につなげるための効果的なPR等を行い、収益確保に努めてまいります。

また、燃料費や光熱水費、賄い材料等の仕入価格が高騰する中、経営改善に不可欠となる各種経費の節減について、より一層努めてまいります。

2、部門別事業計画等の概要についてであります。（1）温泉（日帰り）事業。

室内はもとより施設内の清掃に努め、常に清潔な状態を保つよう衛生管理を徹底し、来館者の安全安心による利用者増に努めてまいります。

また、今期もボイラーの交換を行うこととしており、安定したお湯の提供サービスや、毎月定期的に半額デーの実施、蜂蜜やチロルの湯の温泉水が入った石けんフォームなどの特産品の販売、さらには市外への定期的な送迎バスの運行を維持するなどを行い、より一層の利用者増に努めてまいります。

（2）宿泊事業。

道内外からの各種合宿の受入れや団体客を対象とした営業強化などにより、新たな集客に向けて取り組んでまいります。

また、年間を通して安定的に利用者を確認するため、地場産品や道産食材を多く取り入れた宿泊料理の提供に努めるとともに、ビジネス客の確認など利用者増に努めてまいります。

（3）レストラン・宴会事業。

常にお客様の声を聞きながら、地場産品や道産食材を取り入れた丁寧な料理づくりに努めるとともに、季節に応じた新たなメニュー開発など、お客様に喜ばれる「食」を提供してまいります。

（4）多目的アリーナ事業。

安定して利用されている冬期以外の施設利用を図るため、道内高等学校のスポーツや文化系クラブ等の合宿誘致のPR活動に努めてまいります。

なお、暖房用燃料費や光熱水費については、引き続き節減に努めてまいります。

3、収支計画につきましては、次ページにございます。

事業収益は、営業収益1億3,678万1,000円、営業外収益1億295万円の合計2億3,973万1,000円で、事業費用の営業費用は2億3,669万2000円を予定予算としたところで、3ページに予算実施計画並びに説明書として、収入及び支出の内訳を科目ごとに税込額で記載しておりますので、お目通し願いたいと思います。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） おはようございます。

何点か聞きたいと思います。

まず、43期の事業計画が出ております。この計画は、働いている方々がいて成り立つものだと思います。3月の議会の中で一般質問もして、公社として従業員、今働いている方々に対して、きちんと話し合いの場を持って、どういうふうに進めていくのかという話をさせてもらって、答弁をもらっております。今回、その話をした後、どこまで従業員との間で、公社、副市長が社長となっておりますので、社長がどこまで話し合いの場が持っているのか、どういうふうに把握できているのか、聞いておきたいと思います。

その中で、給料だとか処遇改善も市のほうでできる範疇を支援していきたいという答弁をもらっているのですけれども、今回の事業計画、43期の計画に入ると思うのですが、どこまでそれができているのか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） おはようございます。

私のほうから、今の御質問に対してお答えしたいと思いますけれども、従業員の方に対しては、支配人のほうから、処遇改善についてはいろいろお話をされているということで聞いておりますし、給料についても、今後、上げていくように、取締役会のほうでもお話をさせていただいております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 公社の責任者として、従業員と話し合いの場を持って、どういう状況なのかという話を進めてくださいという話をしたのですけれども、公社の責任者として、そういう場はまだ持っていないということなのですか。それを聞いておきたいと思います。

給料とかの改善がどういうふうにされているのか、給料が上がっているのか、みんな社員、パート含めて、給料がベースアップされているのか、それをもう一回聞きたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 一つ目の、責任者としての話し合いということですが、代表取締役が直接はまだお話しはされておられません。取締役のほうで、従業員とは一部お話しはさせていただいております。

給料につきましては、まだ具体的には金額は上がってはおりません。

以上です。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 話し合いの場を持ってくださいと言って、取りあえず、できるだけその場を持ちたいなという話で終わっていたので、今、支配員もかなり忙しい状況にあると思います。全部を支配員に任せるのではなくて、公社から給料が出ているので、その辺、公社として、立場として、きちんと従業員の方々と話し合いをして、どういうふうな今後の方向性、そして、この43期の計画もこういうふうにやっていきたいなと、そういう話し合いの場を持っていたきたいのです。そうしないと、どういう話し合いになるか分からないですけれども、いろいろ不満を持っている方もいるかもしれないし、今以上にこれをやってほしいという方もいるかもしれないので、その聞き取りを、きちんと公社として責任を持ってやっていただきたいと思

います。

これだけ物価が上がっているのに、早く、社員、パートの方、働いている方の給料のアップというのは必要だと思います。それもひとつ、従業員を逃がさない方策の一つになると思うのですよね。それもいち早く手をつけてもらって、実施していただきたいと思います。その辺、よろしくをお願いします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 私のほうから、市の立場からお話ししたいと思うのですが、振興公社の代表を私も兼ねておりますけれども、振興公社の支配人含めて、取締役会の中でも、社員の処遇改善というのは毎回議題に上がっておりまして、今、産業課長が申し上げたように、具体的な提示はされていないところではございますけれども、今回、2週間ほど休業した中でも、臨時の方たちについても、この間の取締役会の中でも100%補償するというような、そういったことも含めまして、内部では従業員と話し合いをしながら進めているという状況でございますので、今、議員がおっしゃったように、会社としても、そういった従業員と話し合いをするようなことを進めるように申し入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 給料とかのお話はないですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 給料の件も含めて、従業員とは話し合っていくように、公社のほうには話していきたいと思います。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第9号は報告済みといたします。

議案第25号

○議長（本田加津子君） 日程第8 議案第25号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

議案第25号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠237番地33。

氏名、山中隆志。

生年月日、昭和50年3月15日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員、山中隆志氏が令和7年9月6日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

山中隆志氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 2 6 号

○議長（本田加津子君） 日程第9 議案第26号歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） －登壇－

議案第26号歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準準拠システムへの移行に際し、住登外者の登録及び管理を行う機能を実装することから、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをお開き願います。

別表第1は、個人番号の独自利用を行う事務について規定したもので、表の左欄の執行機関が事務処理を行う情報システムに登載した住登外者を管理するための処理に個人番号を利用することができるよう追加するものでございます。

別表第2は、個人番号の独自利用を行う事務の連携の範囲を規定したもので、資料は4ページにわたります。

表の左欄の執行機関が同表中欄の事務をするために、同表右欄の特定個人情報を利用するも

ので、各事務処理に市が保有する住登外者の情報を利用することができるよう整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 7 号

○議長（本田加津子君） 日程第10 議案第27号歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第27号歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、印鑑登録証明書について、新たにマイナンバーカードを活用した電子申請及び郵送等による交付を可能とするため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の5ページを御覧願ひます。

第13条の2は、電子情報処理組織による印鑑登録証明書の申請及び交付の規定でございます。

印鑑登録証明書について、新たにマイナンバーカードを活用した電子申請及び郵送等による交付を可能とする規定の整備でございます。

本文の附則に戻ります。

第1項は、施行期日でございます。

この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

第2項は、歌志内市手数料徴収条例の一部改正でございますが、定例会資料の6ページも併せて御覧願います。

電子申請による印鑑登録証明書の交付を行う場合における交付手数料を新たに定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号

○議長（本田加津子君） 日程第11 議案第28号令和7年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第28号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたします。

議案第28号令和7年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ804万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,804万9,000円とする。

第2項は省略いたします。

以上、議案第28号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） おはようございます。

私のほうから一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ペー

ジをお開き願います。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 1 節役務費 5 0 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、国民健康保険市町村事務処理に係る標準システムをガバメントクラウドに接続するためのシステム回線通信料のほか、財務会計システムの導入業者が決定し、システム構成が変更となったことによる利用手数料を増額するものであります。

1 3 節使用料及び賃借料 1 1 5 万 5, 0 0 0 円の減額補正は、財務会計システムの導入業者決定によるシステム構成の変更に伴う電算機借上料を減額するものであります。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 1 0 節需用費 5 万 4, 0 0 0 円から 1 8 節負担金補助及び交付金 6 1 5 万円までの増額補正は、昨年度実施した定額減税及び定額減税補足給付金に不足の生じた方に対して、その差額を支給するため、関係事務費及び給付金に係る費用を予算計上するものであります。

なお、本事業には、地方創生臨時交付金を充当することとしております。

3 項 1 目とも生活保護費 1 2 節委託料 1 6 2 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、法律の改正により、生活扶助基準の見直しや毎月国に報告している被保護者調査の調査項目変更に対応するための生活保護システム改修費用であります。

次に、7 款 1 項とも商工費 4 目観光費 1 8 節負担金補助及び交付金 1 0 0 万円の増額補正は、本年 3 月に市において寄附を受けたところですが、寄附者の意向が市民祭り、打ち上げ花火への活用でございました。これを踏まえ、実行委員会に対し、本年度の市民祭り、打ち上げ花火での活用が可能であるか問合せを行い、可能であるとの確認が取れたことから、今回、実行委員会への補助金を増額するものでございます。

次に、7 ページに参りまして、1 5 款 1 項 1 目とも予備費 1 1 6 万 1, 0 0 0 円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページをお開き願います。

1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費補助金 7 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7 2 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、歳出で計上した定額減税補足給付金支給事業の財源とするものであります。

2 目民生費補助金 2 節生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 8 1 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、歳出で計上した生活保護システム改修費用への補助金であります。

以上で、議案第 2 8 号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4 番（松井敬道君） おはようございます。

2 点質問いたします。

6 ページの歳出の 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費の定額減税補足給付金支給事業の交付金ですが、6 1 5 万円増額していますが、対象者の人数を教えてください。

2 点目ですが、同じく定額減税補足給付金の関係ですが、制度内容の周知はどのような方法を考えているのか教えてください。

○議長（本田加津子君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 今回計上いたしました 6 1 5 万円の内訳でございますけれど

も、あくまでも見込みということにはなりますけれども、本市の課税者数を1,200人と見込みまして、その15%、180人をベースといたしまして、これに専従者分、そして予備的人数を加えた205人分を計上しております。

また、1人当たりの支給額を3万円と見込みまして、205人掛ける3万円、それで615万円ということで計上いたしました。

まだシステム改修しておりませんので、あくまでも見込みということで、足りない人数ということで見込んでおります。

また、制度周知ですけれども、システム改修後に精算を個別に一人一人計算いたしまして、基本的には個人ごとの過不足が生じた方に対しまして、精算分の御案内ということでプッシュ式で御案内を差し上げるという形が大方の周知方法でございます。

○4番（松井敬道君） 結構です。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時48分 散会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 川 野 敏 夫